

2 土 器

A 平城宮 I～VIIの大別

平城宮跡出土の土器は、現状では7段階に大別できる。これを仮に平城宮 I～VIIと呼ぶ。

- 平城宮 I に属するものとしては、6ABY・6ABX区¹⁾の溝SD1900下層の土器と、6ABE区²⁾の溝 SD3765下層の土器とをあげることができる。この両者は、様式的に一致する。SD1900下層の土器は、この溝が朱雀門の基礎地業でこわされていることによって、また、溝の中層から出土した「過所」木簡³⁾によって、大宝元(701)年から和銅3(710)年ころの間におくことができる。また、SD3765下層では、和銅の紀年木簡を伴出している。このようにして、平城宮 I の年代の一端を知ることができる。いっぽう藤原宮においては、東大溝 SD105⁴⁾ ほかで、平城宮 I に相当する土器が豊富にみいだされており、それに藤原宮の時期(694～710年)をあてることには問題がない。

- 平城宮 II に属する代表例としては、6AAC区溝 SD3035⁵⁾、6AAH区溝SD4951⁶⁾の土器 平城宮 II があげられる。また、先に報告した6AFB区溝 SD485⁷⁾ 出土土器の大半もこの段階に属するものである。今回報告するSK2102の土器はこの段階に属している。SK2102では神亀5(728)年から天平元(729)年にいたる紀年木簡が出土しており、また、SD3035下層からは靈亀2(716)年から神亀2(725)年にいたる紀年木簡が出土している。これらによって、平城宮 II の年代の一端を知ることができる。

- 平城宮 III を代表するのは、今回報告するSK820の土器である。SK2101の土器は、これにく 平城宮 III らべてやや新しい要素を持っているが、やはり、この段階に属するものと考えている。平城宮 III の年代は、SK820出土の多数の木簡⁸⁾とSK2101出土の木簡⁹⁾によって、天平末(749)年頃におくことができる。

- 平城宮 IV は、すでに報告した6ABO区土壙SK219¹⁰⁾出土土器によって代表される。その年代 平城宮 IV は、天平宝字6(762)年銘の木簡から、天平宝字末(763)年頃と考えている。

- 平城宮 V は、今回報告するSK2113・SK870の土器を代表例とし、宝亀年間(770～780年)を 平城宮 V 中心とした年代を想定している。なお、SK870出土の「左衛土府」木簡の年代が天平宝字2(758)年以降に限定できることは、先述したとおりである。6ADC区井戸 SE6166出土土器¹¹⁾

1) 『平城宮跡昭和39年度発掘調査概要』(以下『一年度概要』と略記)1964年。

『平城宮跡発掘調査出土木簡概報(二)』(以下『木簡概報2』等と略記)1964年。

『奈良国立文化財研究所年報1965』(以下『年報1965』等と略記)pp.32。なお、SD1900出土土器については、次回に出版する学報で報告する予定である。

2) 『年報1966』pp.34、『平城宮跡第37・39・40・41次発掘調査概報』(以下『第一次概報』と略記)1967年、『年報1968』。

3) 『平城宮木簡二』解説(奈良国立文化財研究所史料第8冊1975年)pp.59,木簡1926。

4) 『藤原宮』(前掲)pp.49。

5) 『平城宮木簡二』pp.18,木簡2234～2536。

6) 『第37・39・40・41次概報』1967年、『木簡概報(五)』1968年、『年報1967』pp.42。

7) 『平城宮報告Ⅵ』pp.38。

8) 『平城宮木簡一』pp.8,木簡43～1232。

9) 『平城宮木簡二』pp.10,木簡1943～2053。

10) 『平城宮報告Ⅱ』p.63～68。

11) 『年報1969』p.34～37。

は、「主馬」の墨書をもつ土師器杯を含んでおり、天応元(781)～延暦3(784)年の年代をあたえることができ、これを平城宮Vの終末に位置するものと考えている。

平城宮Ⅵ 平城宮で出土する土器の中には、平城宮Vと、つぎにあげる平城宮Ⅶの中間的様相をもつものがある。すでに報告した土器のうち、6ABO区SB116兩落溝出土の土器がその1例である。¹³⁾このSB116出土土器をもって仮に平城宮Ⅵの代表例としておく。その年代は8世紀末～9世紀初頭と考える。なお、長岡京(784～794年)では、平城宮Ⅵに相当する土器(Fig. 49)が多量に出土しており、上記の年代観の正しさをうらづけている。

平城宮Ⅶ 平城宮Ⅶは、既報告の6ABO区井戸SE311-Bの土器を代表例とする。今回報告するSE715の土器はこの段階に属するものである。その年代は天長元(824)年頃と考えている。

	主要遺構	略年代の1点	年代推定根拠
平城宮Ⅰ	SD1900下層 SD3765下層	ca. 710A.D.	「過所」木簡 大宝元～和銅3 701 710 藤原宮土器と一致 木簡 和銅
平城宮Ⅱ	SD3035下層 SD4951 (SD485) SK2102	730	木簡 霊亀2～神亀2 716 725 木簡 神亀5～天平元年 728 729
平城宮Ⅲ	SK820 SK2101	750	木簡 天平17・18年……42点 木簡 天平18・天平勝宝2年
平城宮Ⅳ	SK219	765	木簡 天平宝字6年 762
平城宮Ⅴ	SK2113 SK870 SE6166	780	木簡「左衛土府」 天平宝字2年以降 758 墨書土器「主馬」 天応元～延暦3年 781 784
平城宮Ⅵ	SB116	800	長岡京土器と一致
平城宮Ⅶ	SE311-B SE715	825	天長元年 平城上皇没 824

Tab. 22 平城宮土器の編年 太字でしめした遺構は、今回報告のもの

以下、上にかかげた代表例を材料として、平城宮ⅠからⅦにいたる変遷の概要を、土師器・須恵器・施釉陶器・黒色土器の順に列挙する。

飛鳥Ⅰ～Ⅴ なお、飛鳥・藤原地域における7世紀の土器は、飛鳥Ⅰ(略7世紀の第1四半期)・飛鳥Ⅱ(略7世紀の第2四半期)・飛鳥Ⅲ(略7世紀の第3四半期)・飛鳥Ⅳ(略7世紀の第4四半期)・飛鳥Ⅴ(7世紀末～8世紀初頭＝藤原宮期)の5段階に大別することができるので、本考察においても、この区分法にしたがって、平城宮土器との関連をのべる。

12) 主馬寮は、左・右馬寮を統合してできた官庁で天応元(781)年から大同元(806)年まで存続した。しかし、井戸SE6166は、長岡遷都(784年)に際して廃絶したものと理解している。

13) 『平城宮報告Ⅱ』p. 70・71。

14) 高橋美久二・百瀬正恒「長岡京左京三条一坊発掘調査概要」(『京都府埋蔵文化財調査概報』1976年)、高橋美久二・百瀬正恒「京都府長岡

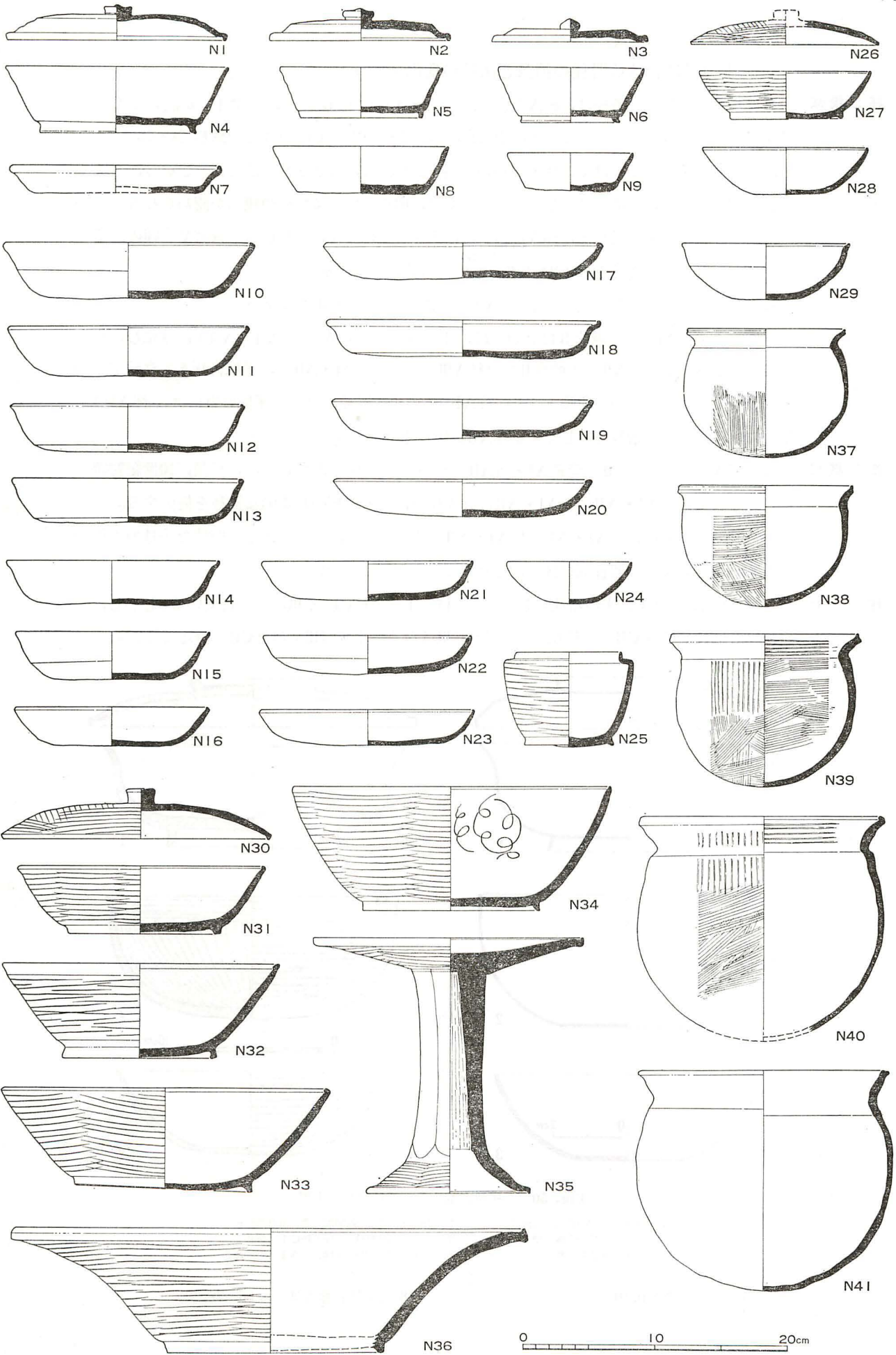
京跡」(『日本考古学年報 27 1974年版』1976年 pp.216)。長岡京の土器の調査について便宜をはかられた京都府教育委員会ならびに百瀬正恒の協力に感謝する。

15) 『平城宮報告Ⅳ』pp.24。

16) 飛鳥Ⅰ～Ⅴについては、別表5解説を参照。

Fig. 49 長岡京の土器 縮尺 1/4

須恵器(N1～N9) N1～N3杯B蓋, N4～N6杯B, N7皿C, N8・N9杯A
土師器(N10～N41) N10～16杯A, N17～N23皿A, N24・N28碗A, N25壺E, N26・N30杯B蓋,
N27・N31～N34杯B, N29碗C, N35高杯A, N36盤B, N37～N41甕A。



0 10 20cm

i 土師器における器種の消長と法量の変化 (別表6)

杯の構成

1. 平城宮Iにおける杯は、杯A 3種類(杯A I~A III)、杯B 2種類(杯B I・B II)、杯C 3種類(杯C I~C III)から成っており、藤原宮における杯の構成(飛鳥V)と一致している。

2. 平城宮I~IIIにかけて、杯・皿類の形態・法量には、大きな変化はない。しかし、平城宮IV~VIIの間には、形態が変化し、それとともに、明らかに法量縮小の傾向が認められる。*

3. 平城宮I~Vを通じて、杯Aの形態には大きな変化はない。しかし平城宮V~VIIの間で口縁部の外傾度が大きくなり(外傾指数の増大¹⁷⁾)、形態は一変する。

4. 平城宮Iにあった小型の杯類(杯A III・杯C III)は平城宮IIにはない。

平城宮Iの杯AIは、平城宮IIにおいては、器高の異なる2種類(杯A I・A II)に分化し、その結果、平城宮Iの杯AIIは平城宮IIでは杯AIIIとなる。杯AI・AIIは、平城宮IVまで存続する*が平城宮Vでは、区別が不明瞭となり、杯AIのみの単一器種となる。平城宮VIには、杯AIのほかに、それと径高指数を等しくする杯AIIが新しく出現する。

皿の構成

5. 皿AIは、平城宮II以降皿AI・皿AIIにわかれて平城宮VIIにいたり、以後、10世紀初頭にいたるまで、杯AI・AII、皿AI・AIIの計4種が、杯・皿類の基本的な器種を構成する。¹⁸⁾

6. 平城宮VIIでは、杯AI・AII、皿AI・AIIのそれぞれが、かつてほどは明確な法量の規格性をもっておらず、各器種間の区別はそれまでほど明瞭ではない。

杯 C

7. 杯Cは、飛鳥I以来の器種であって、平城宮Iまで杯CI~CIIIにわかれている。しかし、平城宮IIには杯CI・CIIの2種類となって杯CIIIはなく、平城宮IIIでは杯CIIも消えて杯CIのみ

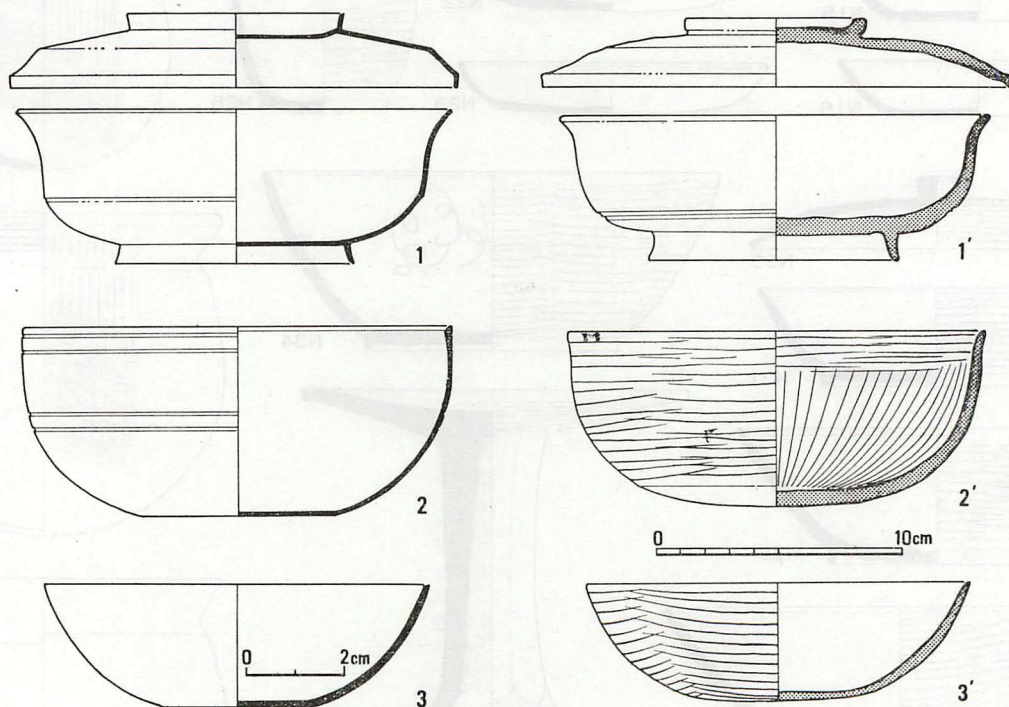


Fig. 50 金属製容器とそれを模倣した土器

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 京都府 長刀坂古墓 佐波理器 | 1' 大阪府 陶邑 KM22号窯 須惠器杯F |
| 2 群馬県 八幡観音塚古墳 佐波理器 | 2' 小墾田 SD050 土師器杯C I (飛鳥I) |
| 3 奈良県 正倉院 銀器 | 3' 平城宮 SK820 土師器碗A II (平城宮III) |

17) 『平城宮報告II』p. 91。

18) 『平城宮報告VI』p. 66~72。

となる。これに続く平城宮IVでは、杯CIは、形態的にも法量のうえでも、杯AIIIとほとんど差のないものとなっており、むしろ、かつて杯AIII・杯CIとして存在した2つの器種が合体して、あらたに皿AIIが成立したとみた方がよい。皿AIIには、杯AIII・杯CIのそれぞれの口縁部の形態をとどめているものがある、その成立の過程をしめしている。

- * 8. 平城宮IIIには、あらたに碗Aが登場する。碗Aは、正倉院宝物・興福寺鎮壇具にみられる金属の碗¹⁹⁾、すなわち佐波理碗の形態を模倣したものである(Fig. 50-3-3')。碗Aは、平城宮Vにかけて、しだいに小型化しており、かつ多量化している。この多量化は、平城宮IV以降に須恵器の杯Aが減少することと関連し、その欠をおぎなつたものかも知れない。ただし碗Aの盛行は平城宮Vまでであって、平城宮VIには急減し、平城宮VIIにはなくなっている。²⁰⁾
- * 9. 碗Cは、平城宮Iから平城宮VIまで存続し、その後はみられない。なお碗Cは、仕上げにヘラ磨き・暗文を用いない点で他の杯・皿類と性格を異にしている。また、平城宮I以来平城宮VIにいたるまで、法量に変化を生じていない(口径13cm前後、器高4cm前後、径高指数30前後)。
10. 平城宮VIIには、緑釉・灰釉陶器の皿の形態を模倣した皿P(Fig. 51)が出現している。²¹⁾

佐波理碗
模倣土器

ii 土師器における製作手法の変化 (Tab. 23)

- * 1. 平城宮I・II以来、杯・皿類の調整にはa・bの両手法がもちいられたが、平城宮IIIではb手法が減じa手法が主体となった。しかし平城宮IVでは再度b手法が主体となっている。
2. 平城宮IIIでは、杯・皿類の調整にc手法が出現し、平城宮IV以降では、このc手法によるものが主体をなすようになる。
3. 平城宮IVにはe手法が出現した。e手法による杯Aは、平城宮V以降しだいにその数量を増している。10世紀初頭に属する平城京の土器²²⁾では、e手法によるものが量的にもc手法によるものに接近しており、c手法が衰退し、それにかわって、e手法が採用される方向をしめしている。なお前項で、平城宮VIIの杯A I・A II, 皿A I・A IIの区別が、それまでほどには

a~c手法

e手法出現

	杯 A				皿 A			
	a手法	b手法	c手法	e手法	a手法	b手法	c手法	e手法
平城宮 I SD 1900	6(25.0)	18(75.0)	—	—	7(50.0)	7(50.0)	—	—
平城宮 II SD 485	10(37.0)	17(63.0)	—	—	30(65.2)	11(23.9)	5(10.9)	—
平城宮 III SK 820	67(67.0)	30(30.0)	3(3.0)	—	120(81.1)	27(18.2)	1(0.7)	—
平城宮 IV SK 219	2(5.3)	35(52.1)	1(2.6)	—	11(7.5)	96(65.3)	40(27.2)	—
平城宮 V SK 2113	5(17.2)	6(20.7)	18(62.1)	—	25(20.0)	38(30.4)	62(49.6)	—
平城宮 VI SB 116	—	—	3(100.0)	—	—	1(20.0)	4(80.0)	—
平城宮 VII SD 311B	—	—	70(87.5)	10(12.5)	—	—	53(94.6)	3(5.4)
10世紀初頭 SE 650B	—	—	27(54.0)	23(46.0)	—	—	12(57.0)	8(43.0)

Tab. 23 土師器杯A・皿Aにおけるa・b・c・e各手法の消長

19) 『正倉院の金工』(日本経済新聞社 1976年) p.45, PL. 92 銀合子の身。帝室博物館『天平地宝』1937年 PL. 53-4。

20) 『平城宮報告IV』P.25で碗Aとしたものをここでは杯A IIとしてとらえている。

21) 旧称皿B (『平城宮報告IV』PL. 39-66)。

22) p. 74 注19参照。かつて、c手法の衰退とe

手法の盛行とをしめす資料として6ABO区井戸SE 272-B 出土土器をもちいた (『平城宮報告IV』pp. 28, pp. 52)。しかしその土器には、平城宮VIIから10世紀初頭の時期のものまでふくみ、単一の時期の資料としては厳密性を欠くため、比較資料から除外した。

23) 『平城宮報告VI』pp. 147, PL. 74。

明瞭でなくなっていることを指摘した。しかし、各器種の中では、a～c手法によるものと、e手法によるものとは、それぞれに法量のまとまりをもっており、a～c手法によるもの、e手法によるものは法量の差を維持して10世紀初頭にまでたっている。

暗文の消長 4. 杯・皿類に暗文が出現するのは飛鳥Iからである。飛鳥II～平城宮Iの杯Aは、底部内面に螺旋文、口縁部内面に斜放射文2段をほどこしている。平城宮IIの杯Aでは口縁部内面の暗文が、斜放射文1段と連弧文(内面上端)との構成に変わり、平城宮IIIの杯Aでは、連弧文がはぶかれて斜放射文1段のみとなり、放射文の線の間隔はあらい。平城宮IVには暗文手法は急激におとろえ、杯類から消え、皿・高杯の底部内面に螺旋文をもつものがこのころ程度となる。

へら磨き 5. 暗文の衰退に対応して、杯類の口縁部外面のへら磨きもしだいに粗くなり、平城宮III以降は、へら磨きの線と線との間に磨研していない粗面を残すものが、大多数を占めるようになる。また、平城宮VIIでは、杯Aの口縁部外面のへら磨きが完全に省略されており、口縁部外面をへら磨きする手法は、わずかに、杯Bと高杯とに残るにすぎない。

iii 須恵器における器種の消長と形態の変化

杯皿の構成 1. 平城宮I～IIにおける須恵器の杯・皿類の形態は、藤原宮のそれ(飛鳥V)と一致する。

杯類の分化 2. 平城宮IIでは、杯類が多様に分化している。すなわち、器高の高い杯A(径高指数33前後)が5種類(A I-1・A II-1・A III-1・A IV・A V)、低い杯A(径高指数23前後)が3種類(A I-2・A II-2・A III-2)あり、また、高い杯B(径高指数35前後)が4種類(B I-2・B II-1・B IV・B V)、低い杯B(径高指数26前後)が3種類(B I-2・B II-2・B III)ある。杯A・杯Bにおける高低2者の分離は飛鳥IV(7世紀後半)に始まり、平城宮IIで完成したとみることができる。

土師器模倣須恵器 3. 平城宮IIには、土師器杯A・杯Cを模した須恵器杯Cが出現し平城宮Vまで存続する。

金属器模倣須恵器 4. 平城宮IIには、佐波理鉢の形態を模した杯E・Fが出現している。

5. 平城宮IIIでは、杯A I-1の径高指数が27前後、A I-2では20前後、杯B I-1では30前後になり平城宮IIにくらべて全般に器高が低くなっている。また、これと同時に器高の低い方の杯A・杯Bの一部、すなわち、杯A III-2、杯B I-2、B II-2、B III-2がすべて姿を消している。

6. 平城宮IIIから平城宮Vにかけての杯類の法量は縮小する。しかし器高にはほとんど変化はなく、もっぱら口径が小さくなっている。つまり、径高指数は増大している。

杯・皿の蓋 7. 平城宮Iにおける杯B・皿Bの蓋は、すべてB形態である。平城宮IIには、須恵器第I群土器にA形態が出現し、B形態と共存する。平城宮III以降、第I群土器の杯B・皿Bの蓋はすべてA形態になるが、第I群以外の土器群では、平城宮III以降もB形態の蓋が一般的である。

鉄鉢 8. 平城宮I～IIの鉢A(鉄鉢)は、平底もしくは丸底ふうの平底をもつことが一般的である。平城宮IIIには尖底状のものが出現し、その後この形態が一般化する。

平瓶 9. 提梁を持つ平瓶は平城宮Iのうちに出現するが、きわめて少く、まだ提梁を持たない平瓶が一般的である。平城宮IV以降では逆に提梁を持つものが一般化しており、これを持たないものはまれになる。高台のつく平瓶は平城宮IVに出現し、平城宮Vに一般化する。

壺 G 10. 壺Gは、平城宮Vに出現している。ただし同形態の壺で口頸部を2段構成とするものが平城宮VIにある。底部を欠失しているが、壺Gが平城宮IVにさかのぼる可能性もある。

Ⅳ 須恵器の数量的変化および法量の変化

1. 平城宮Ⅰ～Ⅲにおいては、杯Aと杯Bとの数量比がほぼ2：1の関係にある。しかし、杯の消長平城宮Ⅳ以降には、杯Bが量的に杯Aをしのごようになる。
2. 平城宮Ⅱでは、杯類が多様に分化しており、杯A 8種類、杯B 7種類の細別がみられる。
* しかし、平城宮Ⅲでは、杯A 6種類、杯B 5種類になっており、器種の数が増え始めている。
3. 杯類の種類の減少とともに注目されるのは、平城宮Ⅱ～Ⅴにかけて杯類の法量がわずかずつ縮小すること、そして、杯類のうち大型のもの（杯AⅠ・杯AⅡ・杯BⅠ・杯BⅡ）の数が減少することである。この傾向は特に平城宮Ⅲ～Ⅴの杯Aにおいていちじるしい。
4. 平城宮Ⅲ～Ⅴにかけて杯類が小型化し、法量が縮小化する現象は、もっぱら口径の縮小* によるものであって、器高には大きな変化はない。すなわち径高指数は大きくなる。
5. 平城宮Ⅲ～Ⅶの変遷で、最大の変化は、杯・皿類のなかで土師器の量に対して須恵器の須恵器激減占める量が激減することである。これは杯類で特にいちじるしく、平城宮Ⅵ～Ⅶにぞくする須恵器は、小型の杯類と壺・甕類とにほぼ限られるようになる。平城宮Ⅲ～Ⅴの過程で土師器の椀Aが多量化し、そして平城宮Ⅵ～Ⅶで土師器杯Aが新たに分化する方向をしめすのは、こう* した須恵器杯類の減少と相表裏する現象であろう。

V 施釉陶器・黒色土器

1. 緑釉・三彩釉陶器の出現は、現状では、平城宮Ⅲのうちにある(SK820)。これは平城宮 二・三彩陶跡における現状であって、平城京内では平城宮Ⅱの段階で、二彩・三彩釉陶器の存在を確認して²⁵⁾、さらに平城宮Ⅰあるいはそれ以前にさかのぼる可能性もある。これらの形態は、いず* れも同時期の須恵器のうちにその原形をみいだせるものであって、この時期の緑釉・三彩陶器の生産が、須恵器生産もしくはその工人と密接な関連を持ったことを示している。

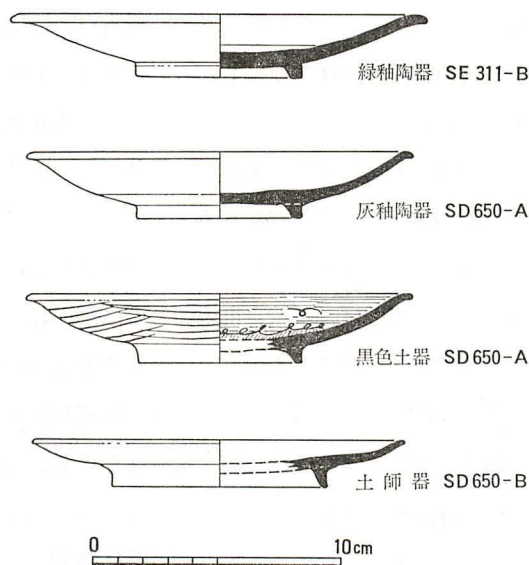


Fig. 51 土器・陶器の皿

24) 長岡京の壺Gには、2段構成のものが存在する。高橋・百瀬「京都府長岡京跡」（前掲）第3図56参照。

25) 『平城宮調査報告Ⅵ』p. 50, Fig. 13。なお、

年代の明らかなものとしては、「神亀六歳」(729年) 銘の墓誌をともなった小治田安万呂の墓から出土した三彩小壺が最も古い実例である。

26) 『平城宮報告Ⅱ』p. 67, PL. 45—241。

2. 磁器の形態を模した緑釉・灰釉陶器(磁器形瓷器)は、晩唐越州系青磁の影響のもとに成立したものであって、現状では平城宮VIIに出現している。このうち緑釉陶器は、8世紀の緑釉・三彩釉陶器と関係をもって成立したと考えられる。しかし両者は形態上つながらない。「削り出し高台」の出現、シッタ等の製陶具利用の可能性など、技術革新をみることができる。
- 緑釉陶 灰釉陶 3. 磁器形瓷器のうち、灰釉陶器の出現はやはり平城宮VIIのうちにあるが、緑釉陶器にやや *
おくれて登場する。灰釉陶器には須恵器に共通する「貼り付け高台」が一般的であって、削り出し高台をもつ例は確認していない。この事実は灰釉陶器が緑釉陶器よりおかれて出現したことと関連し、かつ灰釉陶器の生産が従来の須恵器生産と密接に関連していたことの反映であろう。
- 黒色土器 4. 黒色土器はおそくとも平城宮IVには出現している(SK219)²⁶⁾。しかし黒色土器の杯・皿類 *
が土師器・須恵器のそれと比肩できる存在となるのはようやく平城宮VIIの段階になってからである。この段階の黒色土器は杯・皿類の他に、壺・他の器種にも出現している。またこの段階の黒色土器に、瓷器形の皿が出現していることは、瓷器の用途・普及とも関連して注目される。

B 土器群

i 須恵器の土器群

須恵器には、形態・製作手法・胎土・色調を異にするいくつかのグループがあり、それらの *
特徴から、須恵器杯・皿類を第I～III群土器、およびその他に分けてあつかった。杯・皿類以外の器種(壺・甕類)の大部分は、その胎土・色調から、第I群に帰属するものと考えている。しかし、鉢Aには第II群、盤・甕のうちには第III群に属すると考えられるものがある。将来、資料の増加によって、各群はさらにその内容を充実するであろうし、また現状でその他として残した土器のうちから、第IV・V……群を抽出することが可能となるであろう。²⁷⁾ *

須恵器第I群土器

須恵器の土器群のうち、器種のバラエティ・数量ともに豊富なのは第I群土器であって、平城宮I～VIIを通じて、平城宮須恵器の主体をなしている。たとえば平城宮IIIのSK820では、第I群土器が須恵器杯・皿類の70%以上を占めており、いっぽう第II群土器は16%、第III群土器は1%未満にとどまっている。須恵器第I群土器の特徴は、陶邑古窯址群の須恵器、特にその陶器山(MT)地区、高蔵(TK)地区の製品に最も多くの共通点を持っている。²³⁾ *

須恵器第II群土器

須恵器第II群土器の存在は、平城宮II・III・IVの各段階で確認している。正倉院宝物の須恵器で「薬院甲号」とよばれているものは、平城宮IIIの杯B Iに相当し、その形態・製作手法の特徴から、明らかにこの第II群土器に属するものである。須恵器第II群土器に類似する土器は陶邑古窯址群に属する光明池(KM)地区に存在する数基の窯の製品中に見出している。²⁹⁾ *
しかし両者が同一窯の製品であるか否かについては現在まだ確証を得ていない。

27) 平城宮IIに属する平城京溝S D485の場合には、須恵器第I～III群土器のほかに、新たに第IV群土器を抽出した(『平城宮報告VI』p.39・46～48)。

28) 平安学園『陶邑古窯址群I』1966年。田辺昭三の厚意により、資料を実見できた。なお奈良県生駒市俵口町北庄窯跡の須恵器もまた、第I群土器と酷似し、陶邑のものとの識別はむずかし

い。吉田恵二「生駒市須恵器窯出土の土器」『年報1973』p.51。

29) 大阪府教育委員会『和泉光明池地区窯跡群発掘調査概報』(大阪府文化財調査概要1966)1967年。KM60窯跡の須恵器には、手法・胎土の異なる2者があり、それぞれ第I・第II群土器に相当するらしい。中村浩の厚意によって資料を実見することができた。

	見かけ 比 重	見かけ 有孔度	硬 度 (モーア)
第Ⅰ群土器	3.0	17	5~6
第Ⅱ群土器	3.0	34	5~6
第Ⅲ群土器	2.9	18	5~6
各群10点の平均値			

Tab. 24 須恵器の物理的性質

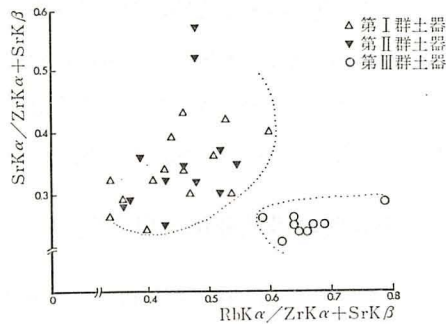


Fig. 52 須恵器の蛍光X線分析(相対強度比)

須恵器第Ⅲ群土器は、平城宮Ⅲ・Ⅳ・Ⅴのほか、藤原宮跡(飛鳥Ⅴ)や飛鳥の雷丘東方遺跡³⁰⁾においても、存在を確認している。ただし第Ⅲ群土器に対応する窯跡の土器は未発見である。

須恵器第Ⅲ群土器

須恵器各土器群の自然科学的研究は、現在進行中であって、岩石学的分析(顕微鏡写真)、比重と有孔度の比較、結晶の種類分析(X線分析)、微量元素分析(蛍光X線分析)、示差熱分析を進めている。現在のところ、比重と有孔度の比較によってⅠ~Ⅲの各群が区別できる。

土器の自然科学的研究

ii 土師器の土器群

土師器においても、製作手法・胎土・色調の特徴から、第Ⅰ・第Ⅱの2群の土器を識別した。土師器におけるこの2群の存在は、7世紀初頭の飛鳥Ⅰ以来認められることができる。しかし平城宮Ⅶにおいては、現在のところ土器群の識別が困難である。

土師器第Ⅰ・Ⅱ群土器

* 『延喜主計式』には、調として、須恵器を貢進した国として、和泉・摂津・近江・美濃・播磨・備前・讃岐・筑前の8国をあげている。また、土師器を貢納した工人群が、大和に3群、河内に2群あったことをあげている。形態・製作手法・胎土・色調によって識別しうる土器群は、このような生産地なり、生産単位の差にもとづくものと理解されよう。

C 器種分化と規格性 (別表6)

* 平城宮の土器に最も顕著な特徴は、杯・皿など食器類が法量によって多様に分化し、規格性をもっていることである。これは、古墳時代の土師器・須恵器の食器類が、ともに1器種=1法量を基本としていることと大きく異なる点であって、また平安時代土器の食器類に器種数がすくなく、土師器食器に規格性が稀薄である点ともいじりしく対照をなしている。土師器食器類にみとめられる法量による分化が飛鳥Ⅰの段階にまでさかのぼり、また須恵器食器類の分化が飛鳥Ⅳに始まることは、後論するとおりである。

食器類の分化と規格性

平城宮の土師器・須恵器各器種の法量は、いずれもほぼ正規分布に近い状態をしめしており分布のばらつきの幅は、原料の差、乾燥・焼成に際しての縮小率の差、製作精度の違いなどによって説明できる範囲内にある。

瓷器(平城宮Ⅶ以降)にかんしては『延喜主計式』に口径何寸何分と細かく法量を規定してい

法量規格性の意義

30) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮跡発掘調査概報Ⅰ』1971年。

る。平城宮の土師器・須恵器における規格性は、この瓷器のそれにもまさるものといえよう。この規格性が、土師器・須恵器ともに、土器群の差をこえて、みとめられる事実は、法量の規格性が、生産の場で要求されていたことをしめしている。それは工人の熟練のみではなく、トンボなど法量を一定にする製陶具の使用によって、はじめて実現したものであろう。

i 土師器の器種分化と規格性

平城宮 I～VIIの土師器にみとめられる規格性および器種分化の現象は、その起源を7世紀初頭の飛鳥 I にさかのぼることができる。飛鳥 I には、器面にヘラ磨き・暗文をくわえる杯・皿類が出現しており、このうち、杯 C には、法量による器種分化(杯 C I～C III)を明瞭にみるることができる。飛鳥 II には共通した径高指数(32)をもつ杯 C I (口径16.2cm)・杯 C II (口径12.5cm)・杯 C III (口径10.0cm)の3器種が成立している。またこの時期には、次の飛鳥 III 以降

に盛行する杯 A の祖形とみられるものが出現している。いまあげた杯 C の3器種および杯 A の祖形が、口径の拡大化と器高の縮小化(径高指数の減少)という方向をとって変遷し(飛鳥 I～V)、8世紀初頭の平城宮 I にみられる杯 A I～A III、杯 C I～C III、杯 B I・B II、皿 A、椀 C という器種構成が確立するのである。

佐波理鏡
模倣土器

ここで、杯 A および杯 C の初現時にかえて、これらの成立事情をみてみると、飛鳥 I における杯 C の形態や法量は、この時期前後に我が国に将来された法隆寺献納宝物ほかにみられる佐波理鏡のそれに一致し(Fig. 50-2)、飛鳥 II における杯 A の形態・法量もまた、その時期の佐波理鏡のそれと一致するのであって、杯 A・杯 C の原型が佐波理鏡にあることを考えさせる(別表5)。杯 A・杯 C に盛行するヘラ磨きも、金属容器の器面の質感を、土器の法で表現することを志向したものであり、杯 A・杯 C の器種分化・規格性もまた、佐波理重鏡などに端を発するものであろう。とすればこれら土師器杯 C・杯 A 類を、「鏡形土師器」とよぶこともできよう。そして、これら土師器杯 A・杯 C に始まった分化が、次第に他の器種にもおよび、さらに須恵器食器類の分化をもたらすことになったのである。

ii 須恵器の器種分化と規格性

法量による器種分化が須恵器に実現したのは、飛鳥 IV の段階であった。飛鳥 III においては、杯 B が存在するほか、杯 A IV・皿 A・椀 A・椀 B などの各器種がすでに出現している。しかしなおこの段階では、1器種=1法量という原則がまもられているのである。飛鳥 IV に入って杯 A 5種類(杯 A I・A II・A III-1・A III-2・A IV)、杯 B 4種類(杯 B I～³¹⁾IV)、皿 A・皿 B、椀 A・椀 B の器種構成がはじめて成立した。そして、このうち杯 A の分化が、土師器杯 A・杯 C の分化と密接な関連をもったことは、形態・法量の近似から明らかである。土師器・須恵器の食器類は、飛鳥 IV 以降たがいに関連しあいながら器種分化をとげており、両者間に形態・法量のほぼ一致するものが出現している(Tab. 25)。

等法量の土
師器須恵器

このようにみてくるとき、平城宮 I～Vの土師器・須恵器類における、おびただしいまでの

31) ただし、このうち杯 B II については、ここでいう分化と性格を異にするものと考え。すなわち杯 B II (径高指数23前後)の祖型は、飛鳥

I・IIの段階にみとめられる。しかし、杯 B IIIを中心として杯 B I・B IVは、いずれも径高指数が30前後であって、杯 B IIとは異っている。

器種数は、そのまま実際上の食器の組合せに対応するものではない。土師器の、ある器種に代って須恵器のある器種を使うなど、両者総体の多くの器種から適当なものを選択し、組み合わせ

	土師器 須恵器	法 量	
		口径 cm	高さ cm
飛鳥 V	杯 A I = 杯 A II	17.5	5.5
	杯 A II = 杯 A III-1	15.0	4.5
	杯 B I = 杯 B I	21.0	8.0
	杯 C II = 杯 A III-2	14.5	3.0
平城宮 I	杯 C II = 杯 A III-2	14.5	3.0
平城宮 II	杯 A I = 杯 A I-1	21.6	6.0
	杯 A II = 杯 A I-2	20.0	4.0
	杯 A II = 杯 C	20.0	4.0
	杯 A III = 杯 A III-2	15.0	3.5
	杯 C I = 杯 A II-2	18.5	3.5
平城宮 III	杯 A I = 杯 A I-2	19.5	5.5
	杯 C I = 杯 C II-2	18.5	3.5
平城宮 IV	杯 A I = 杯 A I-2	19.0	5.0
	皿 A II = 皿 A II-2	18.0	3.0
平城宮 V	杯 A I = 杯 A I	18.5	4.5
	皿 A II = 皿 A II	17.0	3.5

Tab. 25 同じ法量の土師器と須恵器

て用いたのであろう。これは当時、土師器・須恵器の市場価格が等しかった事実とも関連する。さらに、平城宮 II 以降に土師器杯 A の形態を模した須恵器杯 C が存在することもまたこの間の事情と無縁ではあるまい。

土師須恵器
の市場価格

D ま と め

以上、述べてきたように、平城宮土器の食器類には、法量による多様な器種分化と規格性が見られ、これは、土師器・須恵器の枠をこえ、さらに土器群の差をこえてみとめられる。このような特質は、言うまでもなく、古代律令制国家の発展、それにかかわる大量の官人層の存在と、その宮廷・官衙における特殊な生活形態を背景として生み出されたものである。その意味で、平城宮 I ~ VII の土器の在り方は、まさしく「宮廷の土器」の性格をになっているといえる。当時の一般集落の土器の実態がじゆうぶん明らかになっていない現在、宮廷の土器と集落の土器とを厳密に対比することはできない。しかし、若干の実例をみると、一般集落においても、分化した器種をそのまま用いており、宮廷の土器に規制されたものだったらしい。しかし、宮廷の土器と一般集落の土器との詳細な対比は、なお今後の課題として残されている。

宮廷の土器

集落の土器

32) 関根真隆『奈良朝食生活史の研究』(吉川弘文館1969年) pp. 497, Tab. 51~53。

33) 平城宮朱雀門の造営に際して埋められた、下ツ道西側溝 SD1900 下層から出土した土器は杯・皿の食器類とともに、多量の土師器鍋・甕類

をふくむこと、「五十戸家」の墨書土器があることから、平城宮造営前に、付近に居住していた某里(五十戸)の人々の残したものと考えられる。従って、この土器群は、宮廷の土器ではなく、一般集落の土器である。